

## 見積参考資料の提示等についてのお知らせ (土木工事、土木設備工事(電気、機械))

建設局では、「入札契約制度改革の実施方針」に基づく「予定価格の事後公表」の試行に当たり、入札参加者がより正確に見積りを行うことができるよう、予定価格算定に伴う具体的な条件等を見積参考資料として下記により提示することとしました。

(1) 試行対象  
財務局契約のうち、競争入札に付する工事請負契約案件

(2) 開始時期  
平成 29 年 6 月 26 日に公告等を行う契約案件

(3) 入札契約制度改革に伴う情報提供内容と時期

時期	入札公告	指名通知時等				
情報提供内容	<table border="1"><tr><td>設計書 (金抜)</td><td>設計図面 参考図面</td><td>特記仕様書</td></tr></table>	設計書 (金抜)	設計図面 参考図面	特記仕様書	<table border="1"><tr><td>見積参考資料</td></tr></table>	見積参考資料
設計書 (金抜)	設計図面 参考図面	特記仕様書				
見積参考資料						

(4) 見積参考資料の提示

- 工事の内容や施工条件を理解し、適切かつ迅速に見積りができるようにするため、発注図書の外に入札参加者に対して「見積参考資料」を参考に提示する。
- 「見積参考資料」は、見積参考資料(内訳)及びこの単価を構成する数量、歩掛等を示した見積参考資料(明細)を提示する。
- 「見積参考資料」は、契約書第1条に基づく設計図書とはしない。
- 「見積参考資料」は、東京都電子調達システムを通じて、指名通知時等に、入札参加者へ提示する。
- 「見積参考資料」のイメージは、別紙のとおり。

## 見積参考資料

工事名 ○△□工事

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。



